

## 「契約締結時の書面（投資助言）兼 投資顧問契約書」新旧対照表

アンダーライン：改訂箇所

新	旧
<p>1 ページ</p> <p>クーリング・オフの適用</p> <p>(1)クーリング・オフ期間内の契約の解除</p> <p>① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面もしくは電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。</p> <p>② 契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日もしくは電磁的記録による申出を行った「解除時」が属する日となります。メール等による契約解除も可能ですが、民法の規定により契約の解除日は到達日となります。</p>	<p>クーリング・オフの適用</p> <p>(1)クーリング・オフ期間内の契約の解除</p> <p>① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。</p> <p>② 契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日となります。</p>

以上